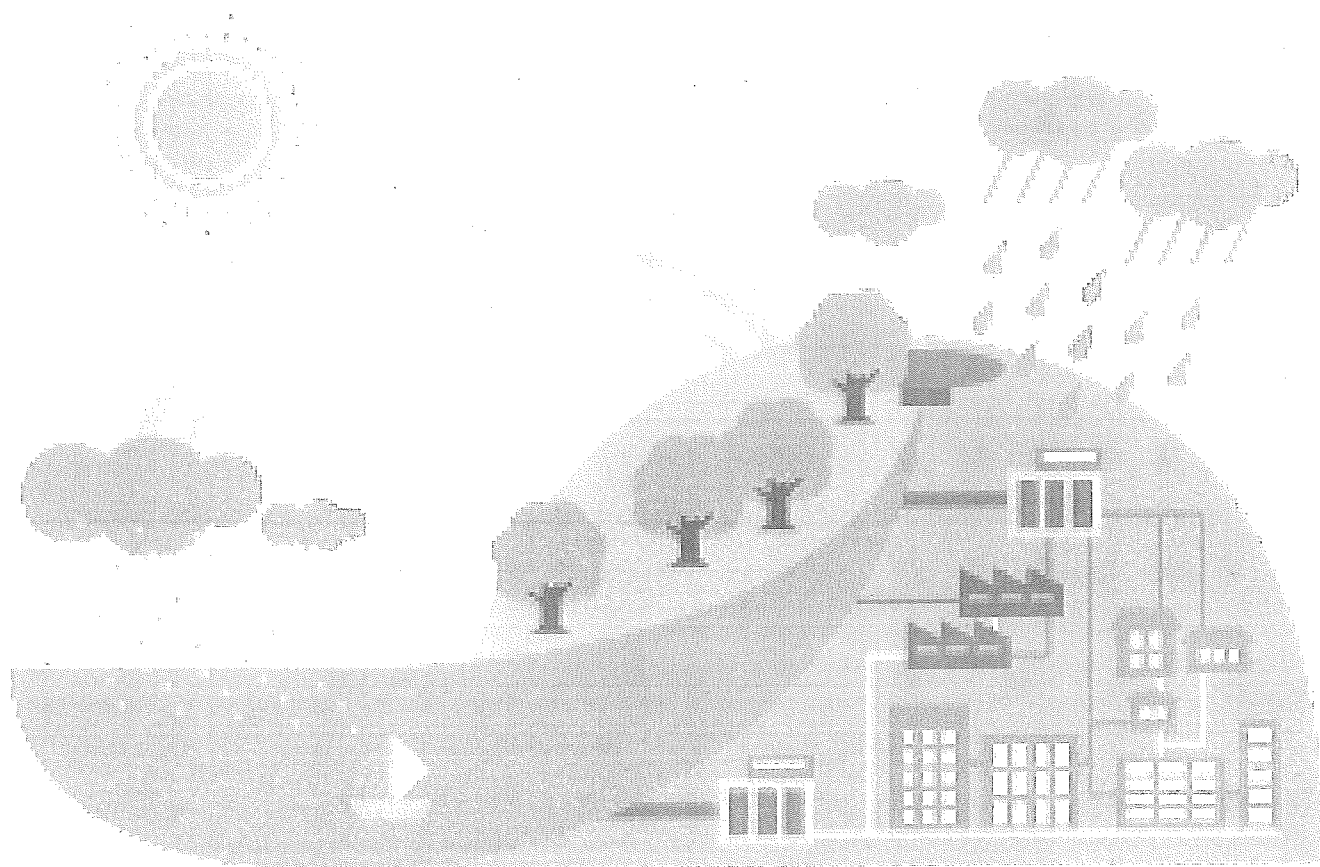


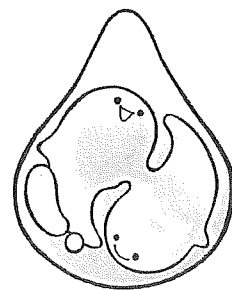
# 三浦市の下水道

さわやか生活 下水道



平成26年度版

人・まち・自然の鼓動を感じる都市 みうら



## 目 次

1. 下水道事業の沿革	1 ~ 3
2. 下水道事業認可	4 ~ 5
3. 下水道整備の状況	6
(1) 普及	6
(2) 管きよ	7 ~ 10
(3) 処理場	11 ~ 12
4. 受益者負担金	13
5. 下水道使用料	14
6. 助成制度	15 ~ 17
7. 財務状況	18 ~ 19
8. 経営状況	20
9. 下水道執行体制	21 ~ 22
・事務分掌	

## 1. 下水道事業の沿革

### 《 概要 》

三浦市は、昭和 30 年 1 月 1 日、町村合併促進法に基づいて、三崎町、南下浦町及び初声村の二町一村の合併により誕生した。

三浦半島の最南端に位置し、三方を海（東京湾、太平洋及び相模湾）に囲まれ、北側は横須賀市と境を接している。

市の西側は、美しいリアス式海岸の油壺、南側は荒々しい男性的な磯の剣崎、東側は穏やかな砂浜が続く三浦海岸となっており、海を生かしたそれぞれの地域で古くから海業が栄えている。

一方、起伏に富む台地は、温暖な気候とあいまって、野菜の栽培に適した優良な農耕地となり、ダイコン、スイカ、キャベツ、カボチャの生産が盛んに行われ、漁業とともに首都圏の生鮮食糧の供給基地となっている。

### 《 土地利用状況 》

市域約 3,144ha の全域が都市計画区域に指定され、うち市域の約 4 分の 1 に当たる約 729ha が市街化区域、残りの約 2,415ha が市街化調整区域となっている。

昭和 41 年の京浜急行電鉄「三浦海岸駅」の開通、昭和 50 年の同「三崎口駅」の開通以来、本市にも都市化の波が押し寄せ、住居系土地利用が促進され、戸建て住宅や中高層住宅の建設により、人口が増加し、昭和 58 年には 5 万人を超えるに至っている。

一方、排水の流出は、自然の浄化能力を超え、公共用水域の水質汚濁も進行し、水環境対策は大きな社会問題となってきた。

### 《 都市計画としての下水道施設 》

三浦海岸駅周辺及び同駅北東部の大型団地開発等に伴う排水路確保のため、昭和 52 年 4 月 30 日、境川都市下水路を都市計画決定するとともに、昭和 55 年 4 月三浦市都市下水路条例を制定し、適切な維持管理に努めてきた。

名 称 : 都市計画三浦市第 1 号 境川都市下水路  
排水区域 : 約 80ha  
下水道きよ : 第 1 幹線 延長 約 1,270m  
第 2 幹線 延長 約 590m

一方、公共下水道については、昭和 62 年に「三浦市公共下水道基本計画調査」を、昭和 63 年に「三浦市公共下水道整備基本計画策定業務調査」を実施し、平成 2 年 4 月スタートの第三次三浦市総合計画（21 世紀をめざすみうらまちづくりプラン）において、「公共下水道の整備に着手する」旨、位置付けた。

引き続き、平成2年に都市計画を前提とした「三浦市公共下水道基本計画」を策定し、三浦市都市計画審議会、神奈川県都市計画地方審議会の議を経て、平成3年11月20日三浦都市計画下水道（公共下水道）として決定するとともに、境川都市下水路を廃止し、公共下水道となった。

名称：三浦都市計画下水道 第1号公共下水道  
面積：分流式 約189ha  
処理場：東部浄化センター 約2.1ha  
ポンプ場：金田中継センター

#### 《 下水道事業認可の変遷 》

- (1) 当初認可 認可年月日：平成3年12月6日  
排除方式：分流式  
処理方法：標準活性汚泥法
- (2) 変更認可（区域の拡大） 認可年月日：平成8年12月2日
- (3) 変更認可（区域の拡大） 認可年月日：平成13年2月23日
- (4) 変更認可（区域の拡大） 認可年月日：平成16年8月12日
- (5) 変更認可（主要な管きょ変更） 認可年月日：平成18年12月28日
- (6) 変更認可（事業期間の変更） 認可年月日：平成21年10月21日

#### 《 供用開始に向けて 》

##### (1) ハード面の整備

事業認可の取得以来、一日も早い供用開始に向けて、精力的にハード面の整備を進めてきた。

平成4年	幹線管きょ工事着手
平成5年～7年	処理場用地埋立（面積 約2ha）
平成6年	ポンプ場建設着手
平成7年	処理場建設着手
平成8年	ポンプ場（金田中継センター）一部竣工
平成10年7月	処理場（東部浄化センター）一部竣工
平成11年7月	汚泥処理棟一部竣工
平成14年3月	水処理棟第2系列一部竣工

##### (2) ソフト面の充実

公共下水道の適正な維持管理と事業推進を図る上で、必要な条例等整備を進めてきた。

下水道使用料や受益者負担金（分担金）、排水設備工事への利子補給、

不用となる浄化槽の転用補助等、審議、提案、答申をいただくため、平成7年8月1日「三浦市下水道事業審議会」を設置した。

平成7年8月1日の第1回審議会を皮切りに9回にわたって審議され、平成8年9月25日市長に答申、平成9年3月25日下水道条例及び受益者負担金条例が議決され、同年7月1日施行し、引き続き、各種規則、要綱等の整備を行った。

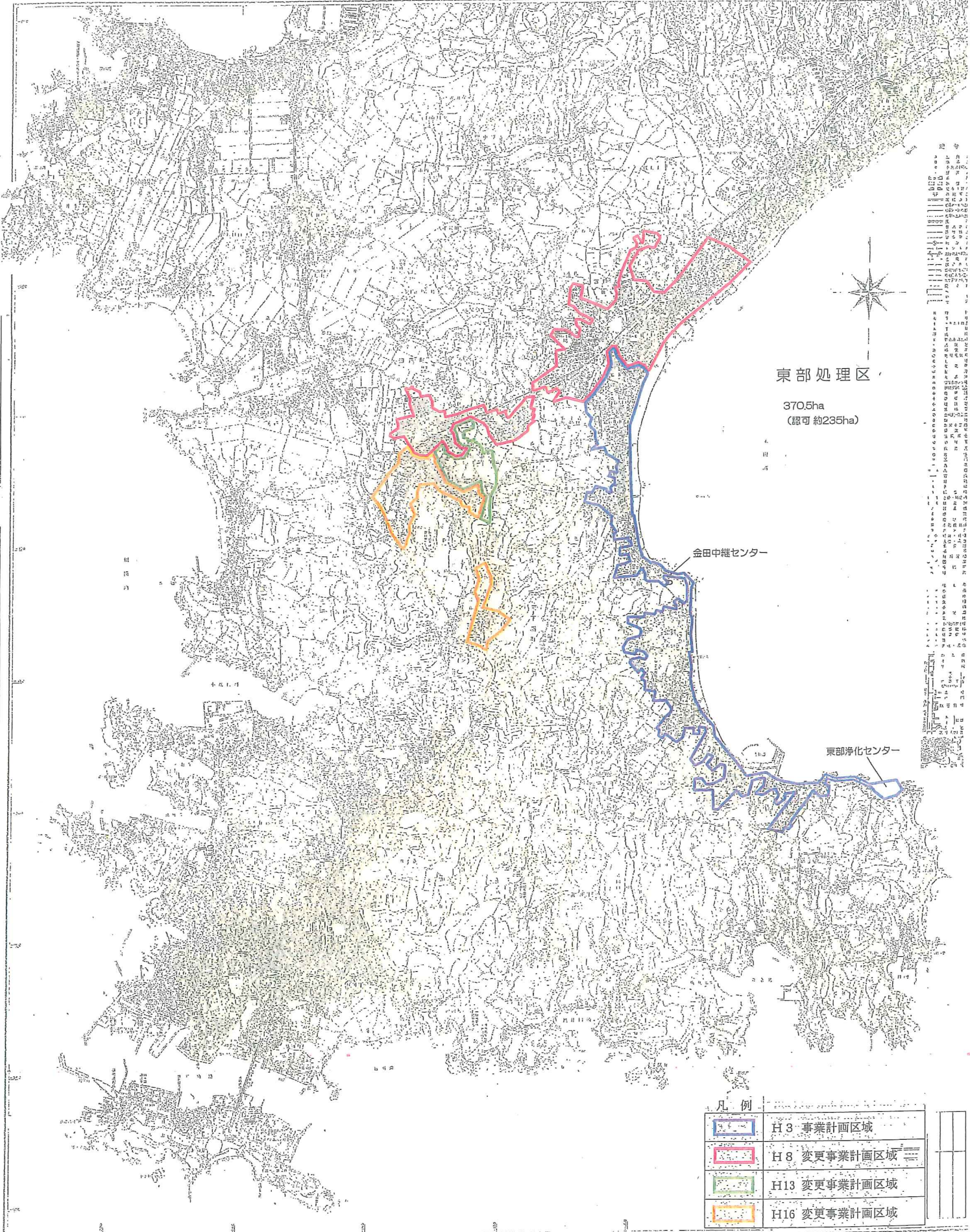
以上を踏まえ、本市の公共下水道事業は、平成10年8月15日をもって、一部供用開始の運びとなった。

なお、平成25年度末の行政人口に対する普及率は32.7%、処理区内人口に対する水洗化率は86.9%であり、5,735世帯が公共下水道に接続している状況である。

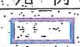
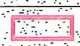


## 2. 下水道事業認可

都市計画決定	告示年月日	平成3年11月20日				平成16年2月16日			
	番号	三浦市告示第65号				三浦市告示第4号			
	名称	第1号公共下水道				第1号公共下水道			
	面積	約166 ha				約189 ha			
	延長	約4,640 m				記載なし			
都市計画法事業認可	認可年月日	平成3年12月20日	平成9年1月14日	平成13年3月9日	平成17年2月22日	平成21年12月15日			
	番号	神奈川県指令都計第277号	神奈川県指令都計第228号	神奈川県指令都計第1286号	神奈川県指令都計第1210号	神奈川県指令都計第1313号			
	名称	第1号公共下水道	第1号公共下水道	第1号公共下水道	第1号公共下水道	第1号公共下水道			第1号公共下水道
	認可面積	汚水 約51 ha 雨水 約51 ha	汚水 約148 ha 雨水 約51 ha	事務の簡素化により記載なし	記載なし	記載なし			記載なし
	延長	約4,640 m	約4,640 m	約4,640 m	記載なし	記載なし			記載なし
	事業期間	平成3年～10年3月	平成3年～13年3月	平成3年～18年3月	平成3年～22年3月	平成3年～27年3月			平成3年～27年3月
	摘要		区域拡大	区域拡大	区域拡大	区域拡大			事業期間の変更
下水道法事業認可	認可年月日	平成3年12月6日	平成8年12月2日	平成13年2月23日	平成16年8月12日	平成18年12月28日	平成21年10月20日		
	番号	神奈川県指令下水第362号	建設省神都下公発第24号	神奈川県指令下水第282号	神奈川県指令下水第76号	神奈川県指令下水第118号	神奈川県指令下水第106号		
	処理面積	約91 ha	約192 ha	約203 ha	約235 ha	約235 ha	約235 ha		約235 ha
	延長	5,910 m	8,010 m	8,010 m	9,210 m	8,630 m	8,630 m		8,630 m
	処理人口	5,600人	15,480人	14,450人	16,680人	16,680人	16,680人		15,080人
	摘要		区域拡大	区域拡大 人口の見直し実施	区域拡大	区域拡大	区域拡大		事業期間の変更

# 事業計画図



東部処理区  
370.5ha  
(認可約235ha)

凡例	
	H3 事業計画区域
	H8 変更事業計画区域
	H13 変更事業計画区域
	H16 変更事業計画区域

1:25,000

三 湖 市 役 所  
環境部 環境課

### 3. 下水道整備の状況

#### (1) 普及

##### ア 指定工事店

市では、水洗化工事を行うものに対し、一定の基準を設けています。

これは、不当な工事費の請求や粗悪工事、粗悪品の販売などがない様、市民が安心して排水工事を発注することができるようにするためです。

水洗化工事は三浦市の下水道指定工事店でなければ、行うことができません。

(三浦市下水道条例第6条)

##### イ 責任技術者

排水設備工事に係る設計や工事の施工管理を適正に行える資格をもった者を責任技術者といい、指定工事店には1名以上の専属が義務付けられています。

日本下水道協会神奈川県支部では、平成10年から県内統一の責任技術者試験を実施しており、技術や施工管理等の向上を図っています。

指定工事店数及び責任技術者数の推移

区分	指定工事店数	責任技術者数
平成10年度末	35店	147人
平成11年度末	71店	183人
平成12年度末	79店	223人
平成13年度末	96店	250人
平成14年度末	104店	267人
平成15年度末	109店	273人
平成16年度末	109店	263人
平成17年度末	105店	267人
平成18年度末	110店	272人
平成19年度末	109店	271人
平成20年度末	109店	226人
平成21年度末	113店	226人
平成22年度末	110店	238人
平成23年度末	105店	235人
平成24年度末	104店	236人
平成25年度末	105店	207人



(2) 管きよ

ア 幹線管きよの整備状況

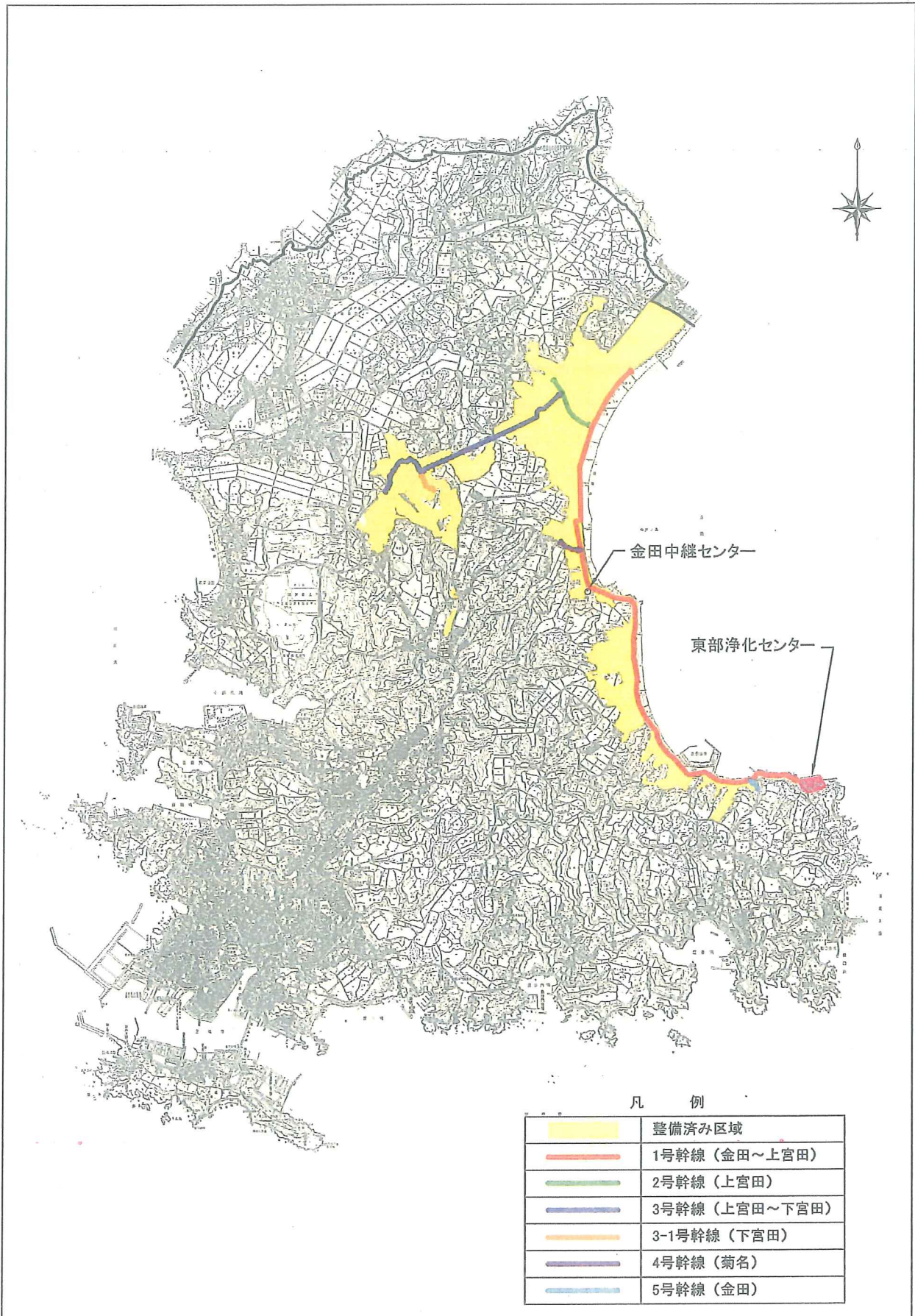
内容等 名称	位置		管径	延長	進捗率
	起点	終点			
東部 1号幹線	三浦市南下浦町 金田字雨崎	三浦市南下浦町 上宮田字芝原	900mm ～ 350mm	5,234m	100%
東部 2号幹線	三浦市南下浦町 上宮田字松原	三浦市南下浦町 上宮田字青木田	800mm ～ 300mm	533m	100%
東部 3号幹線	三浦市南下浦町 上宮田字青木田	三浦市初声町 下宮田字馬場	500mm ～ 150mm	2,091m	100%
東部 3-1号幹線	三浦市初声町 下宮田字馬場	三浦市初声町 下宮田字馬場	250mm ～ 100mm	240m	100%
東部 4号幹線	三浦市南下浦町 菊名字仲里	三浦市南下浦町 菊名字稻荷小路	700mm ～ 350mm	211m	100%
東部 5号幹線	三浦市南下浦町 金田字入	三浦市南下浦町 金田字入	450mm	187m	100%
合計				8,496m	100%

※ 下水道法施行規則第3条において、下水排除面積が20ha以上の管きよを「主要な管きよ等」としているが、三浦市ではこの「主要な管きよ等」を[幹線管きよ]として位置づけている。

※ 東部1号と東部3号及び東部3-1号幹線の延長は、圧送管を含んだ延長となっている。

※ 延長については、整数止めとした。

# 幹線管きよ図



# イ 年度別整備面積

単位：ha

地区名	区分	年度別整備面積																	認可数値						
		平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計	
上宮田	市街化+調整	0.00	2.11	2.99	6.98	10.10	15.14	25.45	12.99	7.22	7.02	1.05	5.84	0.00	0.00	0.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	97.59	99.11
	市街化調整	0.00	2.11	2.99	6.98	10.02	15.02	22.79	12.89	6.32	7.02	1.05	5.84	0.00	0.00	0.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	93.73	94.92
南下浦	市街化+調整	5.77	2.22	0.67	0.26	1.48	0.80	0.00	0.00	0.47	0.00	0.00	2.39	0.00	0.00	0.00	0.00	0.42	0.93	0.00	0.00	0.00	0.00	15.41	17.78
	市街化調整	5.77	2.22	0.67	0.26	1.29	0.80	0.00	0.00	0.47	0.00	0.00	0.47	0.00	0.00	0.00	0.00	0.42	0.93	0.00	0.00	0.00	0.00	13.30	15.67
金田	市街化+調整	9.48	1.52	6.20	10.05	0.70	2.91	3.77	6.69	5.52	1.23	1.12	1.41	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	50.69	59.19
	市街化調整	7.42	1.34	5.83	2.91	0.00	0.79	0.20	0.51	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	19.00	19.49
初声	市街化+調整	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.12	3.39	5.26	1.03	0.00	13.40	0.22	2.22	0.74	0.10	0.00	0.00	0.00	46.75	58.82
	市街化調整	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.12	3.39	5.26	1.03	0.00	13.40	0.22	2.22	0.74	0.10	0.00	0.00	0.00	46.75	58.82
年度別小計	市街化+調整	15.25	5.85	9.86	17.29	12.28	18.85	47.03	19.68	13.21	10.37	5.56	14.90	1.03	0.00	14.10	0.28	2.64	1.67	0.10	0.00	0.00	0.00	210.44	234.90
	市街化調整	13.19	5.67	9.49	10.15	11.31	16.61	40.80	13.40	6.79	9.14	4.44	11.57	1.03	0.00	14.10	0.22	2.64	1.67	0.10	0.00	0.00	0.00	172.78	188.90
累計整備面積	市街化+調整	15.25	21.10	30.96	48.25	60.53	79.38	126.41	146.09	159.30	169.67	175.23	190.13	191.16	191.16	205.26	205.54	208.18	209.85	209.95	210.44	210.44	210.44	37.66	46.00
	市街化調整	13.19	18.86	28.35	38.50	49.81	66.42	107.22	120.62	127.41	136.55	140.99	152.56	153.59	153.59	167.69	167.91	170.55	172.22	172.32	172.78	172.78	172.78	37.66	46.00
進捗率	市街化+調整	16.83%	23.29%	34.17%	53.26%	31.56%	41.39%	65.91%	71.82%	78.31%	83.41%	86.1%	80.9%	81.4%	81.4%	87.4%	87.5%	88.6%	89.3%	89.4%	89.6%	89.6%	89.6%	91.5%	91.5%
	市街化調整	26.02%	37.20%	55.92%	75.94%	33.68%	44.91%	72.50%	81.56%	80.94%	86.74%	89.6%	80.8%	81.3%	81.3%	88.8%	88.9%	90.3%	91.2%	91.2%	91.2%	91.2%	91.2%	91.5%	91.5%

※上段数量は、市街化+調整区域 中段数量は、市街化区域 下段数量は、市街化調整区域のそれぞれの整備数量。

※進捗率の算出は、累計整備面積/事業認可面積で求めた。

※事業認可面積：平成3年12月認可 90.6ha、平成8年12月認可拡大 191.8ha、平成13年2月認可拡大 203.4ha、平成16年8月認可拡大 234.9ha

※区域外流入についてはカウントしていない。

※進捗率については平成15年度分から少数点第2位を四捨五入することとした。

※平成16年度に整備済み区域を精査し、その誤差を平成16年度整備面積とした。

※平成20年度について繰越工事分は当該年度に計上しない。

## ウー1 ポンプ場整備状況

### ① 金田中継センター

位 置	敷地面積	能 力	1分間の揚水量
三浦市南下浦町 金田206番地8	470m <sup>2</sup>	(全体計画)	11.8m <sup>3</sup> /分
		平成12年度末	5.9m <sup>3</sup> /分
構 造		現 有 主 要 施 設	
鉄筋コンクリート造		沈砂ピット	2池
地上2階 地下2階		汚水ポンプ	2台
		受変電設備	1式
		自家発電設備	1台

## ウー2 ポンプ施設整備状況

施 設 名	施 設 能 力
上宮田1号マンホールポンプ	2台×(口径:150mm 吐出量:1.74m <sup>3</sup> /min 出力:5.5kW)
上宮田2号マンホールポンプ	2台×(口径:80mm 吐出量:0.60m <sup>3</sup> /min 出力:3.7kW)
上宮田3号マンホールポンプ	2台×(口径:65mm 吐出量:0.18m <sup>3</sup> /min 出力:0.75kW)
上宮田4号マンホールポンプ	2台×(口径:100mm 吐出量:1.02m <sup>3</sup> /min 出力:3.7kW)
上宮田5号マンホールポンプ	2台×(口径:65mm 吐出量:0.30m <sup>3</sup> /min 出力:1.5kW)
上宮田6号マンホールポンプ	2台×(口径:80mm 吐出量:0.58m <sup>3</sup> /min 出力:7.5kW)
金田1号マンホールポンプ	2台×(口径:65mm 吐出量:0.16m <sup>3</sup> /min 出力:1.5kW)
下宮田1号マンホールポンプ	2台×(口径:100mm 吐出量:1.14m <sup>3</sup> /min 出力:11kW)
下宮田2号マンホールポンプ	2台×(口径:100mm 吐出量:0.9m <sup>3</sup> /min 出力:5.5kW)
下宮田3号ポンプ室	3台×(口径:100mm 吐出量:1.9m <sup>3</sup> /min 出力:7.5kW)
下宮田4号マンホールポンプ	2台×(口径:100mm 吐出量:1.4m <sup>3</sup> /min 出力:15kW)
菊名1号マンホールポンプ	2台×(口径:50mm 吐出量:0.08m <sup>3</sup> /min 出力:12kW)
菊名2号マンホールポンプ	2台×(口径:50mm 吐出量:0.08m <sup>3</sup> /min 出力:1.0kW)
菊名3号マンホールポンプ	2台×(口径:50mm 吐出量:0.08m <sup>3</sup> /min 出力:1.2kW)

(3) 処 理 場

ア 東部浄化センター 整備状況

位 置	敷地面積	処理方法	処 理 能 力		備 考
三浦市南下浦町 金田2736番地5	21, 294 m <sup>2</sup>	標準活性 汚泥法	(全体計画) 14, 700m <sup>3</sup> /日		3系列
			平成10年度末	2, 680m <sup>3</sup> /日	0.5系列
			平成11年度末	5, 360m <sup>3</sup> /日	1系列
			平成13年度末	8, 050m <sup>3</sup> /日	1.5系列

施 設 名	構 造	現 有 主 要 施 設
管理本館(沈砂池)	鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階	沈砂池 1池 受変電設備 1式 汚水ポンプ 3台 自家発電設備 1台
水処理棟	鉄筋コンクリート造 地上1階	最初沈殿池 6池 塩素接触槽 2池 エアレーションタンク 3池 最終沈殿池 6池
汚泥処理棟	鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階	汚泥濃縮槽 2池 汚泥脱水機 2台

イ 東部浄化センター 年間処理水量及び年間汚泥処分量

年 度	処理水量(千m <sup>3</sup> )	汚泥処分量(t)
平成10年度	15	0
平成11年度	419	215
平成12年度	826	545
平成13年度	965	692
平成14年度	1,063	841
平成15年度	1,038	921
平成16年度	1,251	1,074
平成17年度	1,288	1,185
平成18年度	1,357	1,300
平成19年度	1,436	1,213
平成20年度	1,499	1,256
平成21年度	1,561	1,262
平成22年度	1,568	1,337
平成23年度	1,494	1,089
平成24年度	1,617	1,281
平成25年度	1,595	1,381

# ウ 水質試験(放流水)成績

(平成25年度)

採取日	*気温(℃)	*水温(℃)	水素イオン濃度	生物化学的酸素 要求量 (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	窒素含有量 (mg/l)	磷含有量 (mg/l)
4/10	14.5	20.5	7.0	2.7	10.4	2.6	0	17.1	0.8
4/17	22.0	22.5	7.4	2.4	9.6	3.8	0	17.2	0.7
5/9	22.0	23.5	7.0	5.2	9.6	6.4	0	16.4	0.7
5/23	22.0	24.0	7.0	4.7	9.4	3.6	1	17.4	0.9
6/6	25.5	26.0	7.4	4.0	9.5	2.1	1	17.8	1.1
6/20	20.5	26.0	7.1	2.9	7.1	1.2	1	17.1	0.7
7/4	24.0	25.5	7.0	5.3	9.9	1.5	1	15.9	0.5
7/18	29.0	28.0	7.2	3.2	8.1	1.1	0	14.3	0.5
8/1	30.0	28.5	7.0	4.6	9.3	2.9	0	15.2	0.7
8/15	33.0	31.0	7.1	4.5	9.4	3.2	1	19.5	1.2
9/5	25.0	28.0	7.0	2.7	8.2	2.6	0	15.1	0.7
9/19	27.0	28.0	7.1	3.6	9.5	2.5	0	15.3	1.4
10/3	28.2	27.7	7.0	5.7	9.1	1.9	0	17.3	0.7
10/17	21.5	22.0	7.0	1.2	6.1	1.7	0	9.3	0.7
11/7	16.0	23.0	6.9	4.3	10.0	5.8	0	15.2	0.7
11/21	19.0	23.0	7.0	3.2	8.3	2.4	1	16.6	0.7
12/5	14.5	22.0	7.1	2.0	8.7	1.6	0	16.0	0.4
12/19	8.5	21.0	7.1	2.7	8.2	1.0	1	17.8	0.4
1/9	9.5	19.0	7.0	5.7	8.8	1.6	0	19.8	0.4
1/23	8.0	16.5	7.1	7.7	9.3	3.9	0	16.6	0.7
2/5	5.5	16.5	7.0	2.8	9.8	1.5	0	18.3	0.7
2/20	6.5	18.0	7.0	3.1	9.3	1.8	0	17.2	0.3
3/6	7.0	17.0	7.0	4.2	8.7	1.3	0	13.4	0.6
3/19	14.0	19.5	7.1	5.8	10.6	3.0	0	16.0	0.5
年間最小値	5.5	16.5	6.9	1.2	6.1	1.0	0	9.3	0.3
年間最大値	33.0	31.0	7.4	7.7	10.6	6.4	1	19.8	1.4
平成10年度平均	-	-	7.1	7.9	14.9	6.4	329	23.0	2.2
平成11年度平均	20.5	21.4	6.9	4.1	9.3	3.9	142	13.2	1.5
平成12年度平均	20.8	22.5	7.0	3.0	9.2	3.5	0	15.2	1.2
平成13年度平均	20.4	22.3	7.0	5.4	10.7	5.1	33	15.8	1.3
平成14年度平均	20.2	23.1	7.2	3.7	12.9	4.3	78	21.7	1.4
平成15年度平均	20.2	22.3	7.0	5.5	10.1	3.5	1	17.5	1.7
平成16年度平均	21.8	23.7	7.1	5.9	10.7	3.4	1	21.8	1.3
平成17年度平均	20.7	23.6	7.0	5.3	10.8	3.5	30	16.5	0.9
平成18年度平均	21.0	23.4	7.0	4.8	11.4	3.2	0.2	18.3	0.8
平成19年度平均	19.7	23.4	7.0	4.1	11.9	4.0	1	16.8	1.1
平成20年度平均	18.3	22.8	6.9	2.1	9.2	4.2	0.1	11.8	1.3
平成21年度平均	17.5	23.2	7.1	2.9	8.2	3.6	0.8	12.5	1.0
平成22年度平均	18.0	23.4	7.0	3.9	9.1	3.3	0.0	16.8	0.9
平成23年度平均	18.5	23.3	6.9	3.9	9.3	4.4	0.0	13.9	1.1
平成24年度平均	19.8	23.0	7.0	3.5	8.2	2.2	0.1	15.3	0.7
平成25年度平均	18.9	23.2	7.1	3.9	9.0	2.5	0.3	16.3	0.7
許容限度			5.8~8.6	25	25	70	3,000	40	5

※平成10年度は、8月供用開始のため気温、水温は未記入。

## 4. 受益者負担金

### 受益者負担金とは

下水道の整備には多額の費用が必要です。一般に道路や河川のように、利用者が不特定多数の場合はその建設費は公費で賄われますが、下水道のように特定の人だけが利益を受ける場合は、建設費を市全域から納められた税のみで賄うとすれば利益を受けない人にも負担させることになり、住民の負担方法としては公平を欠くこととなります。

したがって、下水道の整備により利益を受ける人に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金で、下水道の整備によって利益を受ける区域内の建物に対して一度限り賦課するものです。

### 受益者負担金の額

受益者に負担していただく負担金額は、その建物の水道メーターの口径に応じ、次の金額表により決定します。

水道メーターの口径	金 額
20mm 以下	56,700
25mm	98,600
40mm	320,300
50mm	560,100
75mm	1,543,900
100mm	3,169,500
150mm	8,731,800
200mm	17,929,600

### 受益者負担金収納状況 (現年度、過年度合計)

(単位:円)

区 分	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
	金 額	金 額	金 額	金 額	
平成 10 年度	40,897,875	35,065,125		5,832,750	85.7
平成 11 年度	86,008,870	77,833,270		8,175,600	90.5
平成 12 年度	80,458,750	71,991,500		8,467,250	89.5
平成 13 年度	39,770,450	29,939,175		9,831,275	75.3
平成 14 年度	31,135,850	22,200,900		8,934,950	71.3
平成 15 年度	31,834,500	23,318,425	268,700	8,247,375	73.2
平成 16 年度	18,770,425	11,297,525	1,765,875	5,707,025	60.2
平成 17 年度	15,207,700	10,189,600	467,775	4,550,325	67.0
平成 18 年度	9,423,575	5,382,725	242,100	3,798,750	57.1
平成 19 年度	26,510,075	23,358,525	661,675	2,489,875	88.1
平成 20 年度	7,403,675	5,315,325	798,700	1,289,650	71.8
平成 21 年度	5,320,200	4,251,150	178,025	891,025	79.9
平成 22 年度	5,492,625	5,091,525	18,900	382,200	92.7
平成 23 年度	6,037,075	5,830,575		206,500	96.6
平成 24 年度	3,333,625	3,202,125		131,500	96.1
平成 25 年度	3,138,700	3,100,000		38,700	98.8

## 5. 下水道使用料

排水設備工事が完了し、公共下水道を使用すると、下水道使用料を納めていただくこととなります。

下水道使用料は、維持管理費（下水処理場の運転や下水道管きよ、ポンプ場の清掃・補修等）や資本費（地方債の償還）に充てるものですが、本市では24年度決算で維持管理費の100%、資本11.8%を賅っています。

料金表（2ヵ月分）

水 量	使 用 料 単 価		
	一般汚水	業務等汚水	公衆浴場等汚水
0～20m <sup>3</sup> （基本使用料）	1,700円	3,400円	180円
21～40m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき140円		1m <sup>3</sup> につき9円
41～60m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき160円		
61～80m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき190円		
81～100m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき220円		
101～200m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき260円		
201～400m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき280円		
401～600m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき300円		
601～1,000m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき320円		
1,001～2,000m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき340円		
2,001m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき360円		

※ 上記により算出した額に、消費税等相当額を加算した額が使用料となります。

下水道使用料収納状況（現年度、過年度合計）

（単位：円）

区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
	金 額	金 額	金 額	金 額	%
平成10年度	1,056,819	1,011,376	0	45,443	95.7
平成11年度	38,308,002	37,866,750	0	441,252	98.8
平成12年度	94,208,411	93,523,905	0	684,506	99.3
平成13年度	131,442,699	130,426,660	0	1,016,039	99.2
平成14年度	145,407,021	144,075,980	0	1,331,041	99.1
平成15年度	151,394,015	149,882,110	0	1,511,905	99.0
平成16年度	206,263,755	204,686,469	0	1,577,286	99.2
平成17年度	213,920,187	210,953,798	0	2,966,389	98.6
平成18年度	226,577,044	223,481,399	56,677	3,038,968	98.6
平成19年度	226,069,909	223,786,561	42,699	2,240,649	99.0
平成20年度	240,415,734	230,530,954	78,235	9,806,545	95.9
平成21年度	256,883,342	251,751,154	39,510	5,092,678	98.0
平成22年度	246,072,772	240,201,422	30,291	5,841,059	97.6
平成23年度	236,302,133	231,008,075	8,032	5,286,026	97.8
平成24年度	236,907,664	229,954,655	10,258	6,942,751	97.1
平成25年度	238,757,763	232,049,443	48,058	6,660,262	97.2



## 6. 助成制度

### (1) 水洗便所改造工事等資金融資あっせん

くみ取り便所を水洗便所に改造し、または浄化槽の機能を停止し、水洗便所を公共下水道に接続させる工事をするときに、市と契約した金融機関から工事資金の貸付が受けられる「融資あっせん制度」を設けています。(三浦市水洗便所改造工事等資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱)

対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の供用開始から3年以内の工事</li> <li>・建物の所有者または所有者の同意を得た使用者が行う工事</li> <li>・市税及び受益者負担金を滞納していないこと。</li> <li>・十分な償還能力があること。</li> </ul>
あっせん額	1件につき60万円以内 共同で使用する浄化槽の改造工事1件につき500万円以内
返済期間	3年以内
利子の補給	金融機関に支払った利子相当額を補給 返済が遅れた場合、遅れた月の利子相当額は補給しません。

#### 利子補給件数等

区 分	件 数	利子補給金額(円)
平成 10 年度	5	11,854
平成 11 年度	25	126,317
平成 12 年度	53	296,166
平成 13 年度	64	288,997
平成 14 年度	59	140,282
平成 15 年度	36	27,507
平成 16 年度	11	4,817
平成 17 年度	1	960
平成 18 年度	0	0
平成 19 年度	0	0
平成 20 年度	0	0
平成 21 年度	0	0
平成 22 年度	0	0
平成 23 年度	0	0
平成 24 年度	0	0
平成 25 年度	0	0

## (2) 浄化槽の雨水貯留施設転用補助

公共下水道への接続工事により、不用となる浄化槽を改造し、雨水を貯留して利用する方に補助を行います。

(三浦市浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金交付要綱)

不用となる浄化槽を利用して雨水を貯留することにより、次の効果があります。

- ア. 降雨時の河川の負担を軽減 → 宅地内の遊水機能の確保
- イ. 浄化槽本体と雨水の有効利用 → 庭木への散水や雨水利用による節水
- ウ. ゴミの減量化 → 浄化槽の再利用

条 件	・公共下水道への接続により不用となる浄化槽を雨水貯留槽に転用する方 ・市税、受益者負担金及び水道料金を滞納していないこと。
補 助 額	工事1件につき工事費の1/2 限度額は6万円

### 雨水貯留施設転用補助実績

区 分	件 数	補助金額(円)
平成10年度	1	65,000
平成11年度	7	552,000
平成12年度	4	314,000
平成13年度	5	302,000
平成14年度	2	160,000
平成15年度	1	43,000
平成16年度	0	0
平成17年度	0	0
平成18年度	0	0

※ 国庫補助金の扱いについて

平成13年度まで下水道事業費補助のうち新世代下水道支援事業でありましたが、平成14年度より新たに都市水環境整備事業が創設され、都市水環境整備下水道事業の扱いとなりました。

補助率1/2

**※ 平成16年度以降市民より申請がなく、平成18年度で国の事業採択年度が終了することにより、平成18年度をもってこの制度は廃止しました。**

### (3) 私道の公共下水道

市が設置する下水道管は、公道敷が原則ですが、所有者や使用者全員の合意等、次の要件を満たすことができれば、私道敷に設置することができます。

(三浦市私道内公共下水道設置要綱)

#### 要件

- ア. 私道の幅員がおおむね 1.8メートル以上であること。
- イ. 私道が下水道法第9条第二項の規定により公示された処理区域内又は近く処理区域の公示が予定される区域内にあること。
- ウ. 私道の起点又は終点のいずれか一方が現に公共下水道が設置若しくは近く設置が予定されている公道又は私道に接していること。
- エ. 新たに敷地造成(開発行為によるものに限る。)を行う区域でないこと。
- オ. 私道に面した建築物が二戸以上あること。
- カ. 排水設備設置義務者及び当該公共下水道を使用しようとする者全員が公共下水道の設置を希望し、設置後直ちに汚水を公共下水道に流入させることが明らかであること。
- キ. 私道内に公共下水道を設置することについて、当該私道の所有者全員の承諾が得られること。
- ク. 当該私道に係る訴訟等の紛争がないこと。
- ケ. 排水設備設置義務者が受益者負担金を滞納していないこと。

#### 私道内における公共下水道設置実績

区分	申請件数	実施件数	金額(円)	備考
平成10年度	8	1	2,656,500	ます: 4箇所 L=41m
平成11年度	6	3	9,303,000	ます: 13箇所 L=94m
平成12年度	4	3	13,345,500	ます: 13箇所 L=116m
平成13年度	6	6	22,479,380	ます: 26箇所 L=192.5m
平成14年度	4	4	14,805,000	ます: 28箇所 L=167.7m
平成15年度	5	2	21,157,500	ます: 30箇所 L=154.8m
平成16年度	0	4	12,096,000	ます: 19箇所 L=113.9m
平成17年度	0	0	0	
平成18年度	0	0	0	
平成19年度	0	0	0	
平成20年度	1	1	2,425,500	ます: 5箇所 L=38.0m
平成21年度	2	2	3,528,000	ます: 4箇所 L=48.0m
平成22年度	3	1	3,536,400	ます: 7箇所 L=38.0m
平成23年度	0	3	26,192,400	ます: 13箇所 L=160.0m
平成24年度	0	1	11,741,100	ます: 5箇所 L=68.1m
平成25年度	2	1	3,521,700	ます: 5箇所 L=24.8m

※ 実施件数とは、設置するために行った工事の本数です。

※ 平成20・23・25年度分については、他工事との合併施工であるため、私道分のみ抽出した。

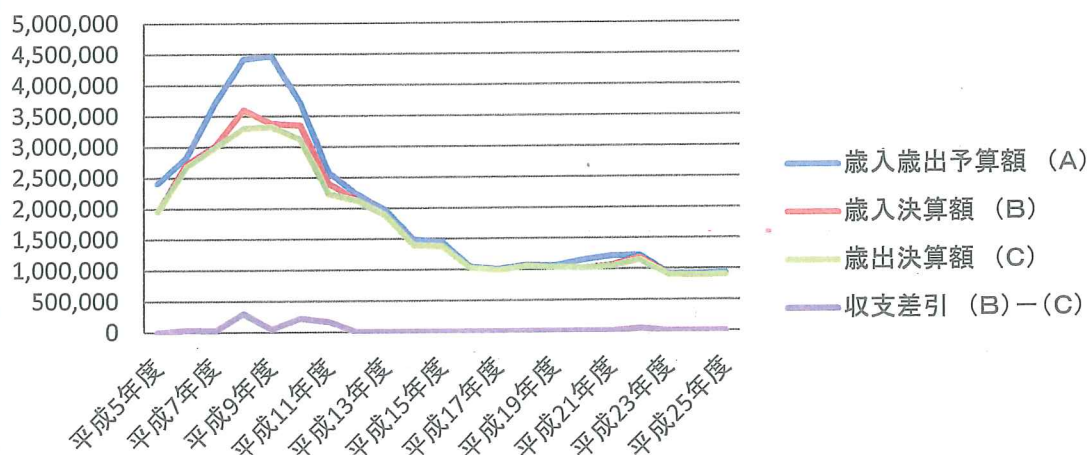
## 7. 財務状況

(1) 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算状況

単位:千円

	歳入歳出予算額 (A)	歳入決算額 (B)	歳出決算額 (C)	収支差引 (B)-(C)
平成5年度	2,412,295	1,956,999	1,956,760	239
平成6年度	2,830,592	2,713,347	2,678,668	34,679
平成7年度	3,711,330	3,015,326	2,992,276	23,050
平成8年度	4,419,472	3,598,219	3,299,045	299,174
平成9年度	4,467,323	3,377,965	3,324,469	53,496
平成10年度	3,721,486	3,343,468	3,121,973	221,495
平成11年度	2,577,265	2,393,656	2,229,239	164,417
平成12年度	2,223,953	2,127,762	2,127,762	0
平成13年度	1,966,215	1,876,521	1,876,521	0
平成14年度	1,493,725	1,396,956	1,396,956	0
平成15年度	1,445,303	1,377,686	1,377,686	0
平成16年度	1,043,012	1,031,815	1,031,815	0
平成17年度	1,007,464	992,837	992,837	0
平成18年度	1,069,076	1,058,171	1,058,171	0
平成19年度	1,056,685	1,034,977	1,034,977	0
平成20年度	1,151,233	1,020,939	1,020,271	668
平成21年度	1,214,169	1,055,381	1,053,534	1,847
平成22年度	1,222,696	1,191,557	1,152,559	38,998
平成23年度	924,556	907,322	907,322	0
平成24年度	919,796	896,717	896,717	0
平成25年度	932,152	909,070	907,890	1,180

### 財務状況の推移



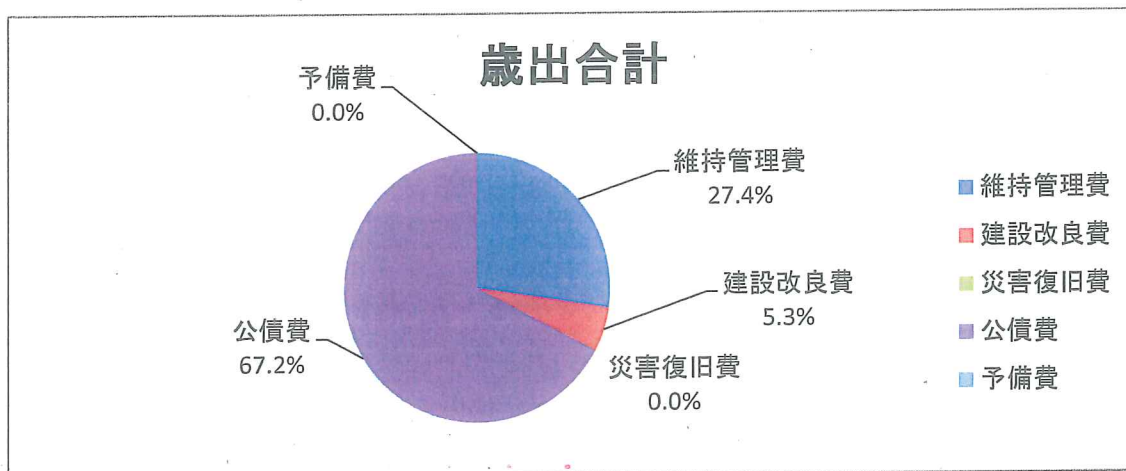
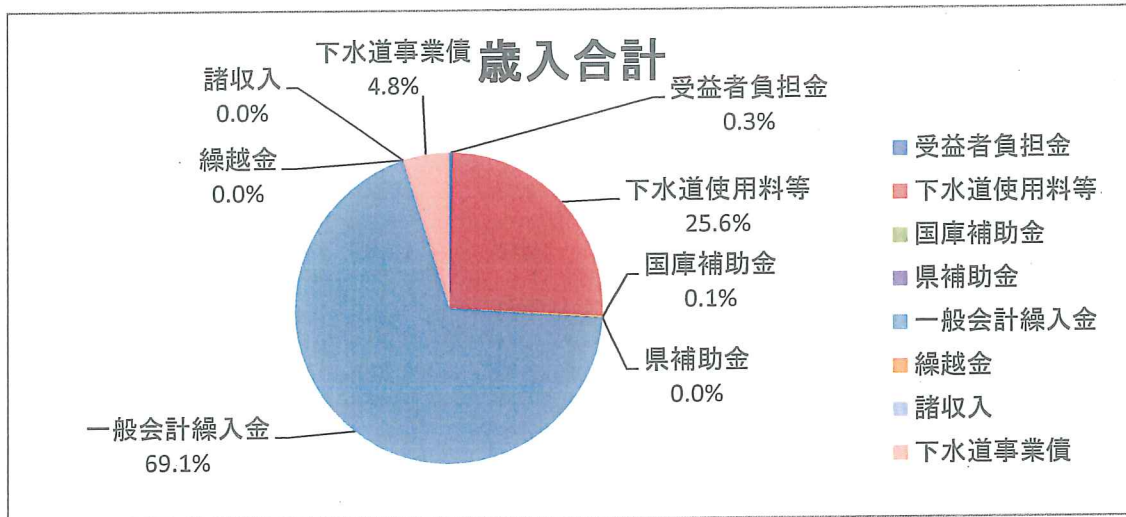
(2)平成25年度決算の構成比(公共下水道事業特別会計)

歳入 単位:千円

受益者負担金	3,100
下水道使用料等	232,503
国庫補助金	1,260
県補助金	264
一般会計繰入金	627,915
繰越金	0
諸収入	28
下水道事業債	44,000
歳入合計	909,070

歳出 単位:千円

維持管理費	248,959
建設改良費	48,493
災害復旧費	0
公債費	610,438
予備費	0
歳出合計	907,890



\*構成比率は四捨五入のため合計が100%にならないことがあります。

## 8. 経営状況

(単位:千円)

年 度		21	22	23	24	25
使用料収入額 A		251,414	240,201	231,008	229,955	232,008
一般家庭用下水道使用料(円/20m <sup>3</sup> )		2,362	2,362	2,362	2,362	2,362
一般家庭用水道料金 (円/20m <sup>3</sup> )		2,971	2,971	2,971	2,971	2,971
汚水処理費	管理運営費 C+D=B	653,487	522,380	654,137	672,772	695,069
	維持管理費 C	161,366	156,864	153,564	170,540	172,563
	資本費 D (実数値)	492,121	365,516	500,573	502,232	522,506
	元金償還金	288,592	170,215	309,821	320,374	350,377
	支払利息	203,529	195,301	190,752	181,858	172,129
経費回収率 (%) A/B×100		38.5	46.0	35.3	34.2	33.4
維持管理費 (%) A/C×100		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
資本費 (%) (A-C)/D×100		18.3	22.8	15.5	11.8	11.4
B-A(収支差引実数値) E		402,073	282,179	423,129	442,817	463,061
E の	繰入金 F	402,073	282,179	423,129	442,817	463,061
充当方法	その他 G	0	0	0	0	0
有収水量(千m <sup>3</sup> ) H		1,489	1,477	1,445	1,463	1,454
使用料単価(円/m <sup>3</sup> ) A/H		168.8	162.6	159.9	157.2	159.6
処理原価(円/m <sup>3</sup> ) B/H		438.9	353.7	452.7	459.9	478.0
年度末普及率 (%) b/a×100		32.1	32.2	32.3	32.4	32.7
年度末水洗化率 (%) c/b×100		83.6	85.0	86.1	86.6	86.9
人 口 (人) a		49,290	48,861	48,138	47,613	46,950
処理区域内人口 (人) b		15,829	15,712	15,550	15,431	15,348
水洗化人口 (人) c		13,231	13,357	13,389	13,368	13,343

○ 維持管理費については100%、使用料収入で賄えるようになりましたが、資本費については

そのほとんどを一般会計からの繰入金で補充しているのが現状です。

○ 下水道使用料及び水道料金は消費税を含んだ額です。

○ 人口は住民基本台帳を使用し、平成24年度より外国人を含んでいます。

## 9. 下水道執行体制・事務分掌

### (1) 下水道執行体制

年 度	部 名	課 名	担当名
平成 2年 4月	都市整備部		
平成 3年 4月	都市整備部	下水道対策課	
平成 4年 4月	下水道部	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務係</li> <li>— 建設係</li> <li>— 河川係</li> </ul>
平成 6年 4月	下水道部	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 庶務係</li> <li>— 建設係</li> <li>— 河川係</li> </ul>
平成 9年 4月	下水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 下水道業務課</li> <li>— 下水道建設課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 普及係</li> <li>— 建設係</li> <li>— 河川係</li> </ul>
平成10年 7月	下水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 下水道業務課</li> <li>— 下水道建設課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 普及係</li> <li>— 東部浄化センター</li> <li>— 建設係</li> <li>— 河川係</li> </ul>
平成12年10月	下水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 下水道業務課</li> <li>— 下水道建設課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 普及係</li> <li>— 東部浄化センター</li> <li>— 建設係</li> </ul>
平成16年 4月	環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 水環境課</li> <li>— 東部浄化センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 下水道普及担当</li> <li>— 下水道建設担当</li> <li>— 河川等担当</li> </ul>
平成20年 4月	環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 下水道課</li> <li>— 東部浄化センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 下水道普及担当</li> <li>— 下水道建設担当</li> </ul>
平成23年 4月	環境部	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 普及担当</li> <li>— 建設担当</li> <li>— 維持管理担当</li> </ul>
平成25年 4月	上下水道部	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 普及担当</li> <li>— 建設担当</li> <li>— 維持管理担当</li> </ul>
平成26年 4月	上下水道部	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 普及促進グループ</li> <li>— 整備維持管理グループ</li> </ul>

## (2)事務分掌

- (1) 総合的な排水処理計画に関すること。
- (2) 水質保全に関すること。
- (3) 公共下水道事業の総合調整に関すること。
- (4) 公共下水道事業の普及に関すること。
- (5) 公共下水道事業特別会計の経理に関すること。
- (6) 公共下水道事業に係る受益者負担金及び使用料の賦課徴収に関すること。
- (7) 公共下水道事業に係る起債及び国、県補助金の申請、請求等に関すること。
- (8) 公共下水道の占用許可に関すること。
- (9) 開発行為に伴う下水道施設の協議に関すること。
- (10) 指定工事店及び責任技術者の登録に関すること。
- (11) 排水設備に関すること。
- (12) 公共下水道施設の管理に関すること。
- (13) 公共下水道台帳の整備及び保管に関すること。
- (14) 公共下水道の告示行為に関すること。
- (15) 公共下水道の諸統計に関すること。
- (16) 下水道事業審議会に関すること。
- (17) 公共下水道の調査、計画、認可等に関すること。
- (18) 公共下水道工事の設計及び監督に関すること。
- (19) 汚水ます等の自費工事に係る指導及び検査に関すること。
- (20) 公共下水道事業の除害施設の調査及び指導に関すること。
- (21) 下水道施設整備の技術指導に関すること。
- (22) 公共下水道工事に係る補償、用地取得及び登記に関すること。



平成 26 年 8 月 発行

発 行 三 浦 市  
編 集 上 下 水 道 部 下 水 道 課  
〒238-0298 三浦市城山町1番1号  
電 話 046(882)1111  
F A X 046(882)1160  
<http://www.city.miura.kanagawa.jp/>  
Email: [kankyous0401@city.miura.kanagawa.jp](mailto:kankyous0401@city.miura.kanagawa.jp) (下水道課)

